

No.	市民意見の概要	意見に対する市の考え方
1	(目的) 第1条 条文案で、「自然環境及び生活環境」とありますが、より具体的に、「<u>地域固有の生態系の保護</u>」等の文言を本条又は第3条の基本理念に加えてもよいのではないか。	○ <u>地域固有の生態系や生物多様性などについては自然環境の保全に包含されているため、特定の分野をあえて例示しなくとも十分であると考えています。</u> なお、条例に基づく手続として、事業計画の概要に関する事項、住民説明会に係る事項、事業実施届出等を通じて、事業内容が地域固有の環境の保全に支障がないものであるかという点についても、可能な限り確認していきます。
2	(定義) 第2条 (5)の「地域住民等」について、地方自治法の定義に準じるものとしているが、事業予定地周辺に水源涵養保安林がある場合や、近隣道路に土砂流出等があった場合の影響の範囲は地域の居住者に限定されないことから、「<u>地域住民等</u>」の範囲を<u>限定せずに緩やかにできないか。</u>	○ ご意見のように地域住民等の範囲を限定せず、立地地区の下流域や、道路等の利用者までを「地域住民等」の範囲に加えた場合、その範囲が無限に拡大する可能性があるため、本条例では、地方自治法第260条の2第1項に基づく地縁による団体、いわゆる「<u>行政区の住民等</u>」としています。
3	(定義) 第2条 「<u>地域住民等</u>」について、「事業区域の全部又は一部が所在する地縁による団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体をいう。）の区域に居住する個人及び当該区域に所在する法人その他の団体」となっており、法人その他の団体も含まれるが、これには、<u>施設が立地する区域を対象に環境保全活動をしている団体（例えば、「夏井川流域の会」、「日本野鳥の会」等）は、含まれるのか。</u> これは、再生可能エネルギー発電設備の設置・維持管理に関して、意見や立入検査のメンバーとして、どこまで参加が認められるのかの際の判断基準に係ると考える。	○ 地方自治法第260条の2第1項にいう「地縁による団体」とは、一定の区域内に住所を有することを以て地縁としており、条例案の「地域住民等」についても当該区域内の居住者及び所在する法人を対象としております。このため、<u>当該区域を活動の範囲とする環境保全団体等（所在する場合を除く。）については、本条例案の「地域住民等」の定義には含まれません。</u>

4	「説明会等の主な規定」の説明資料（7ページ）では、「<u>地域住民の範囲</u>」を明記していますが、このように参加者を限定する理由は何か。（広く参加を認めるべきと考える。）	○ 説明資料の7ページの「地域住民の範囲」は、「再生可能エネルギー発電電気の利用の促進に関する特別措置法」に基づく<u>FIT・FIP認定制度における住民説明会の概要を説明</u>したものです。 FIT・FIP認定制度における「住民説明会」については、国で住民説明会の対象とすべき最低限の範囲を定めていますが、国によると、住民説明会への広い参加を拒む趣旨の規定ではないものとのことです。
5	（基本理念）第3条 事業地の選定基準を条例に盛り込むべきと考える。遠野町の事例では、多数の太陽光パネルが道路沿い等に設置されており、令和6年9月8日には道路への土石流被害が発生した。また、風力発電の立地場所は保安林に指定されており、国の指定解除の上、事業化されているが、事業地の下流には土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域が存する他、立地する三大明神山系には土石流危険渓流がある。 このようなことから、<u>事業地の隣接地、居宅、生活道路等との設備の離隔、住宅地等での事業の制限が必要であり、禁止区域・抑制区域を設定すべきと考える。</u>	○ 再生可能エネルギー発電事業の「<u>用地</u>」については、<u>事業主体の「営業の自由」や土地所有者の「財産権の行使」の観点から保障されることが基本</u>であり、事業の実施に際しては、各種法令の許認可等の取得など、<u>許認可権者による法令上の判断が必要</u>となります。 市といたしましては、後発の条例において、禁止区域等の区域を設定した場合、<u>既に適正な許認可を取得して、事業に着手しようとしている事業者等から、条例の違法性を問われる訴訟リスクが否定できないものと考えます。</u> また、<u>地形や周辺の状況、土地利用規制の有無等の条件が異なる事業用地に対して、一律的な基準を設けることは実務的にも課題</u>が多い作業となります。 このため、本市の条例案では、<u>禁止区域等を設定せず</u>、事業の前提となる「各種法令」の規定に基づく許認可等の取得状況の確認や、住民説明会の義務化、安定的運営の検証、行政指導などにより、再エネ事業の適正化を推進していきます。 なお、技術革新や社会情勢の変化などの状況を見据えながら、必要に応じ条例の検証・見直しを行います。
6	（市の責務）第4条 「自然環境の保全及び災害の防止」としていることから、<u>事業地の選定基準</u>を条例に加えるべきと考える。	○ No.5の回答に同じ

7	自然環境保全・地域との調和という目的自体はその通りだと考えるが、当該条例案によりその目的が達成できるか、次の理由により期待薄ではないかと考える。 環境影響評価のない小規模施設に対しても住民説明会を義務付けることについては評価できるが、災害の危険性が高まる場所での計画について、関係法令を満たしていれば住民の反対により、計画の実施を拒めないのは従来通りである。 このため、一部の不適切な事業者等による杜撰な造成や事業計画の危険性が低減する内容と考えられない。 <u>福島市のように事業計画自体許すべきではない区域を設けるゾーニングがやはり住民の懸念を減らす一番の近道だと考える。</u>もちろん、ゾーニングを行って禁止区域にならなかったからといって、許可の判断を緩和するべきではないと考えるが、少なくとも土砂災害の危険が高い地域や明らかに景観を破壊するような地域を対象に、事業計画が立案され、事業者と住民との対立に発展することはかなり避けられるのではないかと考える。 市はゾーニングには否定的立場をとっているが、市民の声を生かして再生可能エネルギー発電事業の立地に関する条例を制定することが最も重要と考える。	○ No.5の回答に同じ
---	--	---------------------

8	再生エネルギー施設は、既に数多く設置ないし建設が進められているが、要旨P16による説明では、「禁止区域等の設定は行わず、・・・」とあり、ゾーニングは行わないとの方針と考える。 福島市の条例案では、太陽光・風力施設に関し、「禁止区域」の設定等、厳しく立地規制が明示されている。いわき市では、既に多くの風力・太陽光発電施設が稼働・建設中の案件があるのは承知しているが、環境影響評価を実施すればOKということか。また、環境影響評価に係らない中規模程度以下の開発行為があった場合など、予め、<u>いわき市として、ゾーニング区域を設定しておく必要がある</u>と思うが、市はどのように考えるか。	○ No.5の回答に同じ
9	(事業者の責務) 第5条第3項 <u>原状回復</u>をどのように実施するものか<u>具体的な記載</u>が必要と考える。	○ 本条例における「<u>原状回復</u>」とは、<u>再生可能エネルギー発電設備を撤去するとともに、廃棄物等を適正に処分し、土砂流出等の懸念や、周辺環境への悪影響が無い状態とすることを想定していますが、事業終了後の当該土地の利活用については、所有者により判断されるものであるため、条例上「原状回復」を具体的に規定しづらいものと考えます。</u> なお、条例案の第17条第3項では、再生可能エネルギー発電設備の撤去完了後、市が現地確認を行うこととしており不適切な事案の発生の防止に努めることとしております。
10	(市民の責務) 第7条 <u>市の施策への協力</u>を義務付けることなく、市民個人の意思を尊重すべきであることから、<u>削除すべき</u>と考える。	○ 本条例案では、「<u>市の施策への協力</u>」を市民に<u>お願いする意図</u>で規定したものであり、特に、協力を強制するものではありません。

11	(説明会の開催) 第11条第4項、第5項 <u>再生可能エネルギー発電事業に係る住民説明会の範囲</u>について、<u>行政区・区長に限定することなく</u>、市・事業者ともに一定の範囲の住民から理解を得るとともに、努力義務ではなく義務とすべきと考える。	○ 地域住民等の範囲については、No.1の回答に同じ。 ○ 再生可能エネルギー発電事業の実施に際し、地域住民等の理解の醸成は大変重要ですが、<u>事業者の「営業の自由」や「財産権の行使」を保障するという観点から、地域住民等からの同意を事業実施の要件とはしていません。</u> なお、本条例の運用にあたっては、事業者から提出される住民説明会に関する報告書類等により、<u>個々の住民意見に対する事業者の具体的な対応状況についても確認</u>していく考えです。
12	(維持管理等) 第15条 事業者は、当然、日常的に保守点検をするものと思うが、行政及び地域住民も、年一度程度等、定期的に点検し、また異常豪雨等の後にも随時、3者で点検すべきと思うが、市はどのように考えるか。	○ 年1回の立入検査を行うことは、適正な維持管理を促すにあたって有効な手段と考えますが、<u>市内で再生可能エネルギー発電施設が3,000を超える状況にあり、立入検査を実施することは、3者間の調整の事務などが膨大となり、人員等が限られている現状においては、対応しきれないことが想定されます。</u> このため、本条例案では、再生可能エネルギー発電事業の実施の届出において、事業者から維持管理の計画等を提出させること、豪雨や地震その他災害発生時に事業者が自主点検し、異常があった場合、速やかに市に報告すること、市は条例の目的の達成の範囲内で立入検査を実施可能とすることを定め、適切に維持管理されるよう措置を講じています。
13	積極的に地域資源としての自然エネルギーの活用を図るべきと考える。太陽光発電では、様々な場所に設置可能な「ペロブスカイト型太陽光発電」のような新技術等、非常な速さで技術革新がすすみつつある。将来的には、全ての住宅やビルに「太陽光パネル」が設置され、「地産地消」の体制ができればと願っている。 現在進行中の再生エネルギー施設で発電する電力の一部を地元に戻元させる仕組みがあれば、事業者・住民が共存できるようになるかと思う。 今後とも行政の積極的な対応、期待しております。	○ 貴重なご意見については、本市における再生可能エネルギー発電等の今後の在り方や、環境政策全般に関する検討に向けた参考とさせていただきます。